



# 令和5年度低所得者 子育て世帯加算給付金のご案内

給付額

児童1人あたり **5万円**

対象世帯

令和5年度市民税非課税世帯等（7万円給付対象世帯）または  
令和5年度市民税等均等割のみ課税世帯（10万円給付対象世帯）

※令和5年12月1日時点で水戸市に住民登録のある方が対象となります。  
※市民税等均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除きます。

対象児童

給付対象世帯の世帯員である**18歳以下の児童**  
(平成17年4月2日～令和6年3月31日生まれの児童)

※ただし、住民票を移さずに施設に入所している児童等、令和5年12月1日時点で扶養していない（生計を同一にしていない）児童は加算対象外です。

受給手続

水戸市から令和5年度市民税非課税世帯等に対する給付（7万円）または令和5年度市民税等均等割のみ課税世帯に対する給付（10万円）を受けた世帯

支給通知書（ハガキ）が届きます。  
**手続は不要**です。

※支給通知書は3月下旬から順次発送予定です。

原則、上記給付を受給した世帯に対して**手続不要**で給付いたします。

**まだ申請がお済みでない場合は、お早めの申請をお願いいたします。**

※令和5年度市民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（7万円）の**申請期限は令和6年4月30日（火）**です。ご注意ください。

**I** 令和5年12月2日～令和6年3月31日生まれの児童がいる世帯

※支給通知書の「対象児童」欄に記載されている場合は、申請の必要はありません。

申請が必要な世帯

**申請書の提出が必要**です。

**申請期限：令和6年7月31日（水）**

※当日消印有効

**II** 単身で寮に入っている児童など、同一世帯員として住民登録されてはいないが生計が同一である18歳以下の児童がいる世帯

【申請書設置場所】

水戸市市民税非課税世帯等臨時特別給付金室（市役所6階会議室605）、福祉総務課（市役所3階）、各出張所、各市民センター



詳細は裏面をご確認ください。

## 申請書の記載と提出書類

申請が必要な世帯は、**申請書と添付書類（申請・請求者本人確認書類のコピー、受取口座を確認できる書類のコピー）の提出に加えて下記のとおり対応が必要**です。

給付金の支給時期は、水戸市が申請書を受理した日から概ね1ヶ月が目安です。

**I**

### 令和5年12月2日～令和6年3月31日生まれの児童がいる世帯

※支給通知書の「対象児童」欄に記載されている場合は、申請の必要はありません。

※記入欄が足りない場合は、申請書をもう1枚使用してください。

- ・ **申請書(表面)「3.申請者が属する世帯の状況」欄**に、令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載し、それに加え**出生した新生児**についても**記入**してください。
- ・ (令和5年12月2日以降水戸市から転出した後に生まれた対象となる児童がいる場合)「**出生の事実を証明する書類（戸籍謄本または抄本、出生届の受理証明書等）**」を**添付**してください。



**II**

### 単身で寮に入っている児童など、同一世帯員として住民登録されていないが生計が同一である18歳以下の児童がいる世帯

※監護している児童のいる世帯と重複して加算給付金を受給することはできません。

- ・ **申請書（表面）「3.申請者が属する世帯の状況」欄**に、令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載し、それに加え**別居監護している児童**についても記入のうえ、「**別居監護している児童がいる旨の申出書**」を**添付**してください。
- ※申出書は市ホームページからダウンロードしていただくか、ダウンロードできない方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ (監護している児童が市外に在住の場合)  
「**対象の児童の属する世帯全員の住民票の写し**」を**添付**してください。

配偶者やその他親族からの暴力などで住所地以外に避難中の方等も、給付金を受給できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

**！「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

水戸市市民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター



**0120-583-300（フリーダイヤル）**

受付時間 平日9:00～17:00（土・日・祝日を除く）